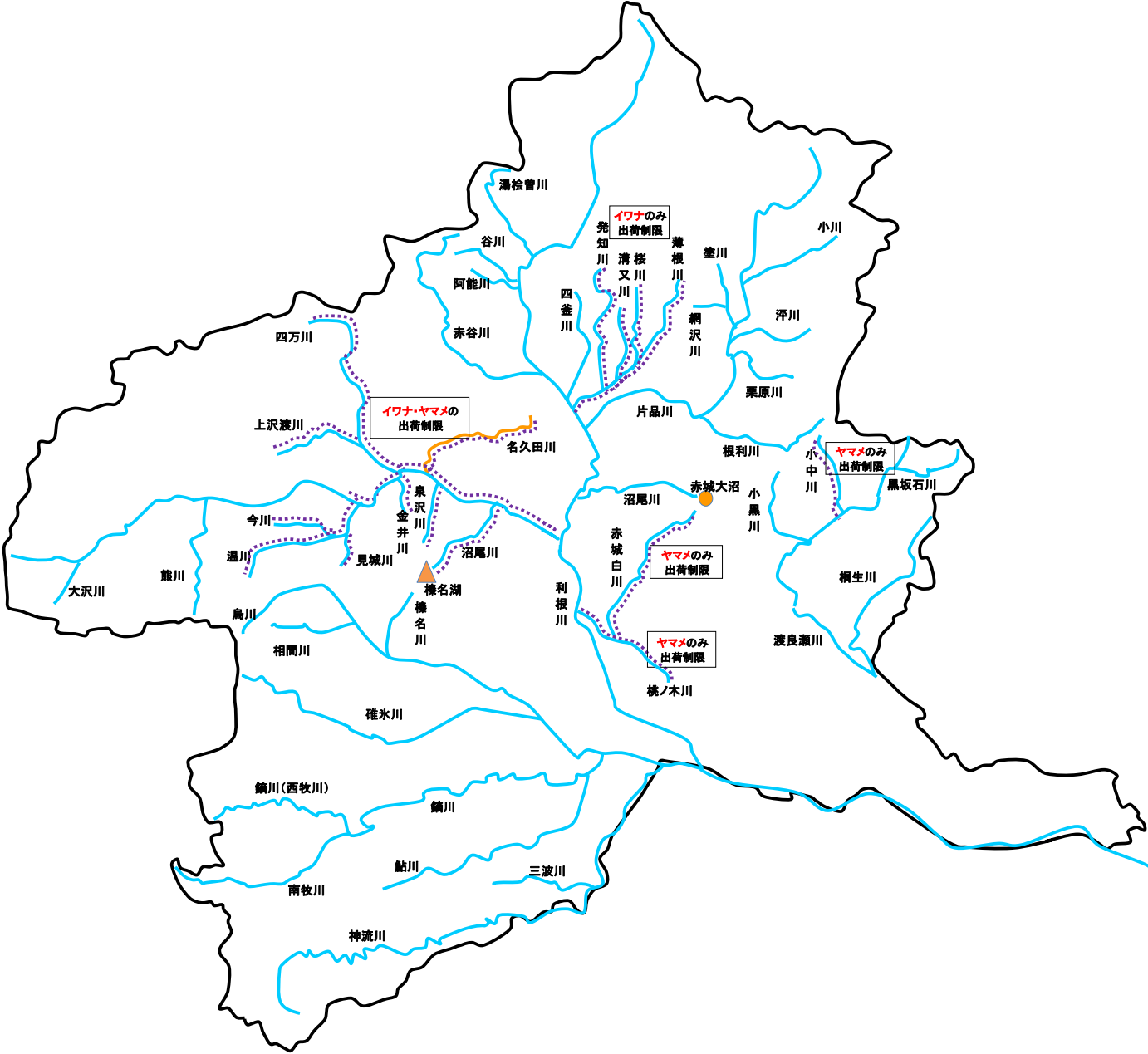


群馬県による「出荷自粛」要請水域及び・
ヤマメ、イワナ(養殖を除く)の原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限水域
(平成25年2月25日現在)



(水域区分)

..... (紫の点線)	→ 国: ヤマメ・イワナの「出荷制限」水域 (採捕魚の再放流)
● (橙色の円)	→ 県: ヤマメ・イワナ・ウグイ・ワカサギ・コイの「出荷自粛」 (赤城大沼のみ)
▲ (橙色の三角)	→ 県: ワカサギの「出荷自粛」 (榛名湖のみ)
—— (橙色の実線)	→ 県: ウグイの「出荷自粛」要請水域

- (紫の点線) → 国: ヤマメ・イワナの「出荷制限」水域 (採捕魚の再放流)
 ● (橙色の円) → 県: ヤマメ・イワナ・ウグイ・ワカサギ・コイの「出荷自粛」(赤城大沼のみ)
 ▲ (橙色の三角) → 県: ワカサギの「出荷自粛」(榛名湖のみ)
 —— (橙色の実線) → 県: ウグイの「出荷自粛」要請水域